

■取引所為替証拠金取引に関する約款 新旧対照表

新	旧
<p>P 1 (定 義) 第 4 条 1. ～ 9. (現行どおり) 10. ～ 22. (現行どおり) <u>23. 本規定における「必要証拠金」とは、保有している建玉を維持するために必要な証拠金の額をいいます。</u> <u>24.</u> (現行どおり) <u>25.</u> (現行どおり) <u>26.</u> (現行どおり) <u>27.</u> (現行どおり) <u>28.</u> (現行どおり) <u>29.</u> (現行どおり)</p>	<p>P 1 (定 義) 第 4 条 1. ～ 9. (条文省略) 10. ～ 22. (条文省略) <u>(追加)</u>  <u>23.</u> (条文省略) <u>24.</u> (条文省略) <u>25.</u> (条文省略) <u>26.</u> (条文省略) <u>27.</u> (条文省略) <u>28.</u> (条文省略)</p>
<p>P 6 (ロスカットルール) 第 19 条 1. 当社は、取引可能時間の中で、お客様の建玉に係る有効比率を当社が任意に定めた時間間隔で確認します。有効比率確認時において、お客様の建玉に係る有効比率が、<u>100%以下</u>となった場合、当社はお客様にロスカットアラートメールを送ります。また、その後の有効比率確認時において、お客様の建玉に係る有効比率が、<u>80%以下</u>となった場合には、リスク管理の手段として、発注中の注文をすべて取消した上で、お客様の保有する全ての建玉をロスカットするものとします。ただし、クロスカレンシーを含む複数通貨の建玉を保有し、クロスカレンシーの取引時間外にロスカットが発動した場合、クロスカレンシーの建玉については取引可能時間に入ってから決済されます。なお、有効比率の確認は一定間隔にて行われるため、ロスカットアラートメールの送信およびロスカットは当社の定める水準を割込む場合があります。</p>	<p>P 6 (ロスカットルール) 第 19 条 1. 当社は、取引可能時間の中で、お客様の建玉に係る有効比率を当社が任意に定めた時間間隔で確認します。有効比率確認時において、お客様の建玉に係る有効比率が、<u>70%以下</u>となった場合、当社はお客様にロスカットアラートメールを送ります。また、その後の有効比率確認時において、お客様の建玉に係る有効比率が、<u>50%以下</u>となった場合には、リスク管理の手段として、発注中の注文をすべて取消した上で、お客様の保有する全ての建玉をロスカットするものとします。ただし、クロスカレンシーを含む複数通貨の建玉を保有し、クロスカレンシーの取引時間外にロスカットが発動した場合、クロスカレンシーの建玉については取引可能時間に入ってから決済されます。なお、有効比率の確認は一定間隔にて行われるため、ロスカットアラートメールの送信およびロスカットは当社の定める水準を割込む場合があります。</p>

<p>また、急激な相場の変動時等においては、ロスカットアラート基準を認識することなくロスカットする場合や、お預かりした証拠金額を超える損失が発生する可能性があります。</p> <p>2. ～ 4. (現行どおり)</p>	<p>また、急激な相場の変動時等においては、ロスカットアラート基準を認識することなくロスカットする場合や、お預かりした証拠金額を超える損失が発生する可能性があります。</p> <p>2. ～ 4. (条文省略)</p>
<p>P9</p> <p>附則</p> <p>この約款は、平成21年2月9日より施行する</p>	<p>P9</p> <p>附則</p> <p>この約款は、平成20年12月15日より施行する</p>